

〈高知短期大学社会科学論集・100号記念号〉

(覚書) <Memorandum>

国鉄労働者1047名解雇撤回闘争における 学者・文化人の支援運動

——複数主体の「大同団結」をめざす活動を中心に——

Support Movements of Scholars and Men of Culture in
“the Struggles for Withdrawal of the Redundancy of the
1047 Japanese National Railways Workers”

—Focusing on Activities for Achieving “Unity in the
Common Interests” among Different Actors—

芹澤 寿良

(高知短期大学名誉教授)

はじめに——24年間の国鉄労働者1047名解雇撤回闘争支援運動

I 国鉄労働者1047名解雇反対闘争支援運動への参加

II 全国的な国鉄闘争支援運動の組織化と展開をめざした取り組み

- ① 2005年30日、国労に対する「四党合意」の提示とそれをめぐる混乱
 - ② 「四党合意」反対運動の支援と国鉄・JR問題研究会の設置
 - ③ 闘う闘争団と国鉄闘争共闘会議お結成と参加
 - ④ 「四党合意」破綻を契機とする新たな運動の展開——ILO運動と労働委員会命令をめぐる最高裁までの裁判闘争、法律家の共同
- (1) ILO国際人権機関への申し立て運動
 - (2) 2003年12月22日 最高裁中労委命令取り消し判決(3対2)

III 最高裁判決後の「大同団結」論の広がり、「共同行動」の取り組み

- ① 2004年4月13日 「4・13国鉄労働者1047名の解雇撤回・ILO勧告の完全

履行を求める東京大集会」(3,000人)

- ② 2004年 建交労の「大同団結」の提唱と全労連との意見対立、その下での国労・建交労の共同集会の開催
- ③ 2004年12月「国鉄労働者1047名解雇撤回、政府はILO条約を守れ! 鉄建公団訴訟勝利12・1全国集会」(4300人)

IV 「国鉄労働者1047名解雇撤回! 原告団・闘争団・争議団を励ます7・15全国集会」(5800人)

- ① 情勢の進展のなかで7・15全国集会の呼びかけ
- ② 7・15全国集会の開催状況
- ③ 全国集会後の諸行動の推進

V 東京地裁判決—鉄建公団訴訟判決、不当労働行為(採用差別)一部認定

- ① 東京地裁判決の基本的内容と関係団体の姿勢
- ② 東京地裁判決後の「大同団結」への話し合い機運のさらなる高まり

- VI 2006年2月16日での「被解雇者1047連絡会」——当事者初の共同行動組織の結成
- ① JR採用差別事件の勝利判決をめざす1047名闘争団、争議団、原告団2・16総決起集会開催
 - ② 2006年4月4日 「国鉄労働者1047名の総団結で不当解雇撤回!! JR採用差別事件の勝利判決をめざす4・4全国集会」(4600人)
 - ③ 2006年6月16日 国労、建交労、中央共闘、国鉄共闘の四団体主催「今こそ解決を! 共同の力で! 6・6集会」(3000人)
 - ④ 2006年11月「国鉄労働者1047名の不当解雇撤回国鉄闘争に勝利する学者・文化人10000人アツピール運動の推進」(10690人の署名を内閣総理大臣へ提出)
 - ⑤ 2007年2月16日 四者四団体主催「今こそ解決を! 具体的解決要求をめざす2・16総決起集会」(1350人)
 - ⑥ 2007年3月30日 四者四団体主催「国鉄改革20年、見直そう! 民営化路線、不当労働行為責任を問い、1047名争議の解決を求める3・30中央集会」(2600人)
 - ⑦ 2007年11月30日「20年の節目、総力を挙げた闘いで勝利を! 不採用問題全面解決を迫る11・30全国大集会」(7300人)
 - ⑧ 2008年10月24日「今こそ政治決断を! JR採用差別問題の解決要求をめざす

10・24中央集会」(12000人)

Ⅶ 四者四団体の「政治解決」路線に基づく終息へ

おわりに 国鉄労働者1047名闘争の関係組織と運動による総括を

〈参考文献〉

〈資料〉 JR採用差別反対闘争の「四党合意」問題解消以降の共同をめざす

主要取り組み年表

はじめに——24年間の国鉄労働者1047名解雇撤回闘争支援運動

日本国有鉄道(国鉄)の分割・民営化問題は、1981年3月から鈴木内閣によって臨時行政調査会(第二臨調)の行政改革、すなわち国家の重要政策(国策)の中心的課題として推進された。1986年11月、国鉄改革関連8法案が成立、1987年4月に国鉄は114年の歴史を閉じて旅客鉄道6社、貨物鉄道1社をはじめ11の新法人と国鉄清算事業団に分割された。

この過程で国鉄当局は、労働組合組織を分裂・再編で弱体化させ、国鉄改革法成立の参議院付帯決議が「新会社採用にあたっては、所属組合による差別はしない」としたのも無視し、分割・民営化を容認する労働組合の組合員を基本的に新会社（JR）に採用し、批判し、反対した労働組合の組合員を不採用として差別した。そして1987年2月、不採用者を「余剰人員」として7、628人を国鉄清算事業団の「人材活用センター」に再配置、3年後の1990年3月、最終的に1047名を国鉄清算事業団から解雇した。これが国鉄の分割・民営化に伴う国鉄労働者JR不採用のいわゆる「1047名問題」（以下、「1047名闘争）」である。

被解雇者の所属組合は、国鉄労働組合（国労）996名、全国鉄動力車労働組合（全動労↓建交労全国鉄道本部）64名、国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）9名、その他8名であった。この三つの労働組合が組合員を守る闘争主体となって1987年以降、それぞれが「1047名闘争」に全力を投入した。

しかし、連戦連勝の労働委員会の不当労働行為の救済命令も行政訴訟で取り消され、被解雇者数最大の国労に対して提起され、無条件降伏を求める「四党合意」が、組織的な混乱を生み出して、解雇撤回闘争全体が一時的に停滞、後退を余儀なくされた。

「四党合意」を拒否した組合員の裁判闘争が開始されるなかで、2003年末の「敗訴」の最
高裁判決を機に、関係当事者の「大同団結」論が広がり、それまでとは異なる雰囲気と状況が生み出され、被解雇者の要求を基礎に、裁判闘争と大衆闘争を結合させて国策としての「国家的不当労働行為」と統一的に闘うことが不可欠という方向が基本的な合意となって、新たな闘いの態勢が追求されていくことになったのである。

「大同団結」への流れの形成に貢献した闘争支援活動としては、訴訟を提起した闘争団員を支えた国鉄闘争共闘会議の運動の発展、建交労全国鉄道本部（全動労）の「大同団結」路線の提唱と堅持、裁判闘争に対する連携した弁護団の真摯な指導と活動、ILOへの申し立て運動、関係組織内における活動家集団の献身的活動、そして立場を越えた学者、文化人の呼びかけによる「大同団結」の全国集会や署名運動の推進などを挙げることができる。このようなさまざまな支援運動が中央、地方、地域において社会的に粘り強く取り組まれ、状況を転換させ、運動を前進・発展させていったのである。このことは、わが国の労働組合運動においても稀な歴史的経験であった。

本稿は、国鉄労働者1047名の解雇撤回闘争の経過や関係労働組合内部の動向、問題点などを全体として対象にしたものではない。上述した多様に行われていた支援活動の中から、国労の「四党合意」問題が生じて以来、関係当事者の「大同団結」による速やかな解決を求める

機運が徐々に高まって来たことを發展的に受け止め、とくに「人間の尊厳と労働者の基本的権利を侵害する採用差別（解雇）は絶対に許せない」とする学者・研究者、法律家、ジャーナリスト、文化人らが（筆者も関わって）、複数の当事者たちに執拗に働きかけ、「共同」の実現に努力し、取り組んだ2005年7月15日の全国集会と活動を中心に、その前後の同様の取り組みも含めて覚書的に記録したものである。

Ⅰ 国鉄労働者1047名解雇反対闘争支援運動への参加

筆者は、大学時代に指導教官の国鉄労使関係の実態調査でささやかな手伝いをしたことが国労運動との最初の接触であった。卒業後は、総評傘下の全国単産書記局で法規・労働協約対策の仕事をしてきた関係で、1970年代頃まで国労の職場重視の組合活動、積極的なストライキ権回復運動、職場交渉権と現場協議制の確立、生産性向上運動の「思想教育」との対決、8日間のスト権回復ストライキ、権利意識の強化をめざす労働者教育の実施など、いろいろ学んで労働組合の強化と発展を願う者として国労運動への大きな信頼感を深めていた。

1976年8月、健康上の問題で仕事の場を労働者教育運動団体に移し、「労働組合論」、「労働者の権利と労働法」の通信教育活動に携わったが、1979年4月に「働く者の大学」として創立され26年の歴史をもっていた高知短期大学から招かれて転職した。

着任した翌年の1980年11月に国鉄再建法が成立し、「分割・民営化」に向けての検討・論議が進展していったが、それからの数年間国労の組織的力量への信頼感からほとんど心配することなく、中央レベルの取り組みを地方で見守る姿勢で対応し、大学教員としての本務である社会政策と社会学を担当し労働問題の教育、研究にあたった。その傍ら国労の下部組織である国労四国地本や高知支部からの依頼で組合員教育の面で学習会や国労本部の通信教育活動のスクーリング講師を務めるといふ関係をもっていた。

こうしたなかで、分割・民営化が迫った1986年の10月に修善寺で国労の大会が開かれ、分割・民営化反対の方針を転換する（「労使共同宣言」締結）か、反対路線の堅持かが注目を集めていたが、国労高知の会合の時に堅持方針が可決されたとの結果が伝えられ、自身ホットするとともに、組合員の皆さんが「これで良し」と明るい表情で拍手していた光景を記憶している。

その後、国鉄清算事業団の人材活用センターの閉鎖とそこに収容・隔離された労働者の解雇が迫っていた頃、国労高知支部の濱口徹夫委員長から、これらの人々を守るために東京で結成された「国鉄清算事業団闘争に連帯する会」を高知でも結成し、支援運動を強めたいとして、呼びかけ人としての協力を要請され、その運動に参加することになった。

呼びかけ人には、大学教授、医師、労働組合幹部、平和運動、母親運動、社会保障運動、文化人など35名が名を連ねた。1989年3月10日に県教育会館に約350名が参加し、全国的な情勢と運動課題について討議し、「清算事業団闘争に連帯する高知の会」が結成された。集会アピールは「国労組合員・家族の不動の団結を基礎に、闘いの炎を高知から全国の職場・地域に、そして政治の場に広げ大きなうねりをつくらうではありませんか」と呼びかけた。筆者は、県労働組合総評議会顧問の国沢秀雄氏とともにこの会の代表世話人に就任した。

この活動については省略するが、1990年3月31日、国鉄清算事業団は、北海道、九州を中心に全国的に1047名の労働者を解雇した（高知から人材活用センターに収容された16名の組合員は解雇されなかった）。国労高知も、「連帯する高知の会」をさらに拡大・強化して解雇撤回闘争の一翼を担って活動を進めていくことを確認し、以来毎年2月16日を「国鉄闘争勝利!! ILO勧告に従い、政治の場での早期解決を求める2・16高知県決起集会」を定期的に開催した。

以上の1989年以降の高知における組織的な社会的支援活動は、解雇者を一名も出さなかったが、毎年、労働者の階級的連帯の表明としての集会開催、街頭でのピラ配りと宣伝活動、署名運動、各種イベントや季節毎の物品販売、闘争団を高知に迎えての各職場での支援要請、東京での支援運動集会への代表派遣などを繰り返し実施してきた。なかでも、1999年11月

18日にILO理事会在国労と全動労の解雇問題の救済申し立てに対し、日本政府への「労働者への公正な補償、当事者の満足のいく解決のための積極的な交渉」を求める趣旨の中間勧告（第一次勧告）を採択するという新しい情勢の展開を受け、2000年の2・16集会は、最高の参加者数となった。

2010年、JR採用差別事件の「和解成立」が実現し、最後の高知県集会是8月21日に国労高知地区本部主催の「『JR不採用問題』和解成立! 高知県報告集会」として労働組合や政党、民主団体の代表ら130名が参加して、締めくくられた。筆者がこれまでの運動を振り返った「国鉄闘争と私」というミニ講演を行って、高知における1047名闘争を高く評価し、感謝の意を表した。¹⁾

(1) 2010年8月21日の状況と資料は『JR不採用問題』和解成立! 高知県報告集会(国

労高知地区本部作成) 参照、国労高知地区本部は、各年度の集会記録を終了後、編集発行している。

なお、筆者は、2009年段階の地域における1047名闘争支援運動を東京都の新宿区で調査したことがある。法政大学大原社会問題研究所ワーキング・ペーパーNo.36『首都東京における地域

労働組合運動—新宿区労連と全労連・新宿一般労組の組織、運動』参照。

II 全国的な国鉄闘争支援運動の組織化と展開をめざした取り組み

筆者は1997年3月、定年退職で東京に戻り、中央レベルの労働組合運動（ナショナルセクター）の現状を出来るだけ正確に掴むために友人、知人との交流、討論、インターネットの活用、労働関係団体の訪問や図書館通いを続けた。そうしたなかで、当時、大きな運動課題となってきた労働法制―労働基準法の規制緩和問題に関心を持ち、間もなく連合や全労連の反対闘争が積極的に組織されていく状況となり、とくに連合が学者・研究者の協力を求めてこれまでにない意欲的な活動を進めていた「連合応援団」に参加して、出来る限りの協力をした。連合運動としては近年にない取り組みで、運動面では連合と全労連の事実上の共同行動とみてよいものであった。

こうした活動を通して筆者の驚きは、全国レベルにおいては、国鉄の分割・民営化が現実化して以降、反対する主要組織―国労、全動労、動労千葉の間で運動の進め方などで公式に接触・話し合いの場が全く持たれたことがなく、それぞれ別個に取り組んできているということであった。筆者自身高知にいて、何らかの「交流・協力」があるものと楽観的に考えていただけ

に驚きと失望は大きかった。

もう一つ、筆者自身の弱点としては、国策としての国鉄の分割・民営化問題の本質とその全体像についての認識、把握の不十分さ、国労本部の現状、建交労、動労千葉の組織と方針、活動実態、被解雇者グループの活動、支援組織の運動状況など、ほとんど分かっていなかったということであった。

① 2000年5月30日、国労に対する「四党合意」の提示とそれをめぐる混乱

1998年に国労、全動労が採用差別をILO条約87号違反としてILOの結社の自由委員会に救済を申し立て、ILOは1999年11月に第一次勧告を出した。それが運動を励まし、解決への期待感を高めたにもかかわらず、それから半年後の2000年5月に与野党による「四党合意」が突如として登場する。これが国労運動を2年半に亘って混乱、分裂の状態に陥れることになったのである。

その「四党合意」とは、政府与党三党（自民・公明・保守）と社民党の四党が国労に対して示したもので、その内容は、国労は臨時大会を開いて「JRに法的責任はない」ことを前提に、①不採用組合員の雇用などを各JR労使が話し合う、②国労はJR発足時の国鉄改革関連の訴訟を取り下げる、③四党で和解金の名目や金額、支払い方法などを検討するというもの

であった。

国労は、2000年7月1日に臨時大会を開催し、それ以降、採決の見送り、賛否を問う組合員投票（過半数が賛成）、再度の採決見送り、2001年1月の続開大会での受け入れ決定、執行部の総辞職、5月の臨時大会での受け入れ決定に反対する一部不採用組合員による「闘う闘争団」の結成と鉄道建設公団訴訟の提訴、11月の定期大会におけるそれらに対する国労本部の「反組織的行動」との批判と査問委員会への送致、「四党合意」の枠内の政治解決の要求を確認という経過をたどる。このようななかで、与党三党は2002年12月6日に「四党合意」から離脱することを声明し、結局、これによる政治的解決はなくなり、「四党合意」問題は破綻することとなった。^②

② 「四党合意」 反対運動の支援と国鉄・JR問題研究会の設置

国労の「四党合意」受け入れをめぐる動揺・混乱のなかで、結成された「闘う闘争団」は、「四党合意」破綻の直前に結成された支援組織である「国鉄闘争共闘会議」に参加して運動の中

(2) この期間の国労内部の状況と流れ、年表、資料等は国鉄労働組合本部編集『国労文化』No. 496 2010号を参照

心となり、鉄建公団訴訟の裁判闘争の充実・強化と社会的支援運動の拡大を推進していくこととなった。

筆者も10年間、1047名闘争を支援し、ILO第一次勧告を解決方向が示されたものとして大きく期待しただけに、国労の「四党合意」受け入れ方針はまさに青天の霹靂で、国労の対応に抑えがたい怒りを覚え、何らかの行動をとらねばと決意した。

そこで、国労高知の委員長長の了解を得て、面識のなかった国労の高橋義則委員長と「四党合意」に曖昧な見解を発表した全労連の小林洋二議長に「国鉄闘争に連帯する高知の会」代表委員の一人として、2000年6月14日と15日に手紙を送り、「四党合意」受け入れに反対する立場を明確にして、組織の責任者として闘争継続のリーダーシップを発揮して頂くよう要請した。間もなくして、「闘う闘争団」のオルグや全労連内で積極的に「四党合意」反対路線で活動している加盟組織の幹部、活動家たちとも連携がとれるようになっていった。そして、国労本部役員、国労内の各派の幹部、活動家、建交労全国鉄道本部（全動労争議団）、全労連や全労協、動労千葉の役員と争議団、争議団支援組織、ジャーナリスト、弁護士らと接触するようになり関係組織の実態と運動を少しずつ正確に理解することが出来るようになった。

筆者は、東京に戻った直後、政治経済研究所に労働問題研究室を新たに設けて頂き、若手の研究者3名とスタートさせたが、幸い研究所の理事長が山口孝先生（明治大学名誉教授）で、

1997年2月から1999年3月まで、国労内の革同派有志と国鉄・JRの経営分析研究会を指導されていた先生は、「四党合意」問題に対しても「受け入れるべきでない」との立場に立っておられた。先生と情報交換や相談をするなかで、新しい活動を強めようということ、研究室内に山口孝・芹澤寿良2名の連名で「国鉄・JR問題研究会」を設けた。

「国労東京の新橋支部内の革同派に属していた「四党合意」反対の幹部、活動家、全動労争議団、建交労全国鉄道本部の役員、また全労連や東京労連の有志などからも協力が得られることとなり、2002年3月11日に情報と意見交換のペーパー「人として」を創刊して、「国鉄・JR問題研究会」のスタートさせた。

研究会のメンバーは、筆者と山口先生、国労新橋支部内の「四党合意」反対の革同派の幹部・活動家であった。「人として」の印刷と郵送等は国労、全動労などの活動家の方々に担って頂き、財政は職場労働者をはじめ広く呼び掛けた個人カンパに支えられて発行が続けられた。

「人として」には、メンバーの山口孝、芹澤寿良の二人だけでなく、九州大学名誉教授の下山山房雄氏、東京大学名誉教授の戸塚秀夫氏、共同通信出身の労働・経済ジャーナリストの師岡武男氏などが、投稿して支えて頂き、これらのメンバーがかかわる諸活動には東京大学名誉教授の塚本健氏も参加して頂いて、以後この6名が「国鉄・JR問題研究会」のメンバーとして活動した。

2005年7月15日の全国集会には6名全員が呼びかけ人として参加し、終了後に「国鉄・JR問題研究会」の名称を「国鉄・JR問題懇談会」に変更し、6名が引き続きJR採用差別問題の支援を続けていくことを確認した。

「人として」は、不定期であったが、状況にあわせて2006年6月までの4年間に26号を発行した。第2号では、元国労役員の小沢勝彦氏他有志らの「ILO勧告の積極部分を活用し、国労の統一と団結を回復させ、国鉄闘争の一日も早い勝利的解決を勝ち取ろう」を取り上げ、その後何度もこのグループの同趣旨のアピールを掲載した。関係組織の方針や取り組み経過、裁判関係の判決、弁護団関係の文書、メンバーの意見、例えば「国鉄闘争の原点に立ち返り、少数意見・提言を最大限に尊重して、新たな闘いの創形成の誠実な努力を―組合民主主義と統制処分をめぐって」（芹澤寿良）、「闘争勝利に向かうことを願って 組合差別禁止 労組法7条は戦後民主主義の基盤」（下山房雄）、「苦境にある国労の方々に」（戸塚秀夫）、「国労よ、よみがえれ」（師岡武男）、「国労組合員はこの失敗をどう考えていますか」（山口孝）などが掲載され、政治学者の五十嵐仁氏「新たな条件を生かして共同を追求し、解決の展望を」や哲学者の山科三郎氏「今こそ、いのちの尊厳を語ろう」など1047名闘争の意義や闘い方についての投稿も取り上げたりした。

「人として」の最終号となった第26号では、この研究会のメンバーが中心になって呼びかけ、

主催した2005年7月15日の全国集会に関係した「国鉄1047名解雇撤回闘争の7・15集会以後の流れと現状の報告」という文書と2006年2月16日の「JR採用差別事件の勝利解決をめざす！ 1047名闘争団、争議団、原告団2・16総決起集会」関係の基本的資料を掲載して終刊とした。

『人として』は、国労内の革同派に属し、「四党合意」反対の立場に立った人々との協力関係のもとで発行されていたが、学者・研究者のメンバーが、1047名闘争の前進、発展と勝利のためには、国労と建交労の共同・団結だけではなく、動労千葉や「国鉄闘争共闘会議」なども協力・共同することが不可欠だという基本的姿勢をさらに大きく打ち出していた。これに対して、「四党合意」反対の革同派の中心的人々々は、それは「新左翼勢力」「反共グループ」との協力であり、共闘対象とはしないとする路線と異なるとして離れていった。これは、その後の全労連運動内で支配的となった「大同団結」論批判と同一のものであった。

そのために国労内の「四党合意」に反対していた革同派との協力関係を維持することが出来なくなり、一定の「大同団結」が実現したところで人的体制から情報誌は区切りを付けざるを得なくなった。そして国鉄闘争共闘会議、原告団との関係を密にしつつ、建交労・全動労サイドとの連携をとって共同の可能性を追求した。

「国鉄・JR問題研究会」メンバーの目標は、最初から1047名闘争の前進のための当事者と関係組織の「大同団結」実現に置かれ、そのために1047名闘争の情勢から必要に応じて情報交換と討議、関係団体への問題提起の内容討議、関係労働組合役員からの聞き取りを進めることを重視した。そして国労、国労支援組織、建交労全国鉄道本部、動労千葉、JR総連、全労連、全労協などの関係者との交流・懇談を重ねていった。³⁾

③ 闘う闘争団と国鉄闘争共闘会議の結成と参加

国労執行部が受け入れた「四党合意」承認の議案が2000年7月1日の大会に提案され、その論議から国労内の混乱が生じていくことになった。その過程で2001年1月に国労闘争団の一部の約300名が国労の受け入れ方針に反対して「闘う闘争団」を結成し、JR復帰を果たすまで闘いぬくことを宣言した。これが国鉄闘争の新しい流れを形成していくことになった。

すなわち、あくまでも「四党合意」に反対する闘争団は2001年1月28日、「四党合意」受け入れを決めた国労大会の直前に「解雇撤回・地元JR復帰を願う国労闘争団」（略称・闘う

(3) 国鉄・JR問題研究会→国鉄・JR問題懇談会の関係冊子はなく、情報誌の『人として』のみである。

闘争団)を結成、国労大会決定に抗議し、あくまでも闘いの当事者としての自覚のもとに闘争を継続する声明を発表した。結成総会では、薬害エイズ訴訟で和解交渉を闘った川田悦子さんが記念講演を行って激励、闘争団家族の藤保美年子さんの挨拶、支援労組、市民団体の代表が決意表明を行った後、「一人ひとりが主人公の新たな運動への船出です」というアピールが採択された。⁽⁴⁾

その後、国労大会が「四党合意」を再確認し、国労闘争団・遺族283名(後に304名となる)が鉄道建設公団に対する訴訟(地位確認、未払い賃金、損害賠償、慰謝料請求)の提訴と訴訟救助の申請(2002年1月28日)を東京地裁にしたことに対して、それを「組織分裂行動」として査問委員会の設置を決めるという情勢なかで、前年結成された「がんばれ闘争団」ともにGO! 5・30共闘会議(準備会)が4月16日、「1047名の不当解雇撤回・国鉄闘争に勝利する共闘会議」(「国鉄闘争共闘会議」)として正式にスタートした。

国鉄闘争共闘会議代表は、4月24日に国交省、厚労省、鉄建公団、同国鉄清算事業団に結成

(4) 「がんばれGO! 5・30JRの不当労働行為は許されない! 国労闘争団共闘会議(準備集) 結成集会報告集」と「闘争団は負けない」刊行委員会編集・刊行「闘争団は負けない」(「労働情報」別冊)参照

を通告し、労組・団体各位に対して「1047名の不当解雇撤回、国鉄闘争に勝利する共闘会議結成のご挨拶」を文書で行い、「解雇された1047名の人権と名誉回復を求め、国鉄闘争の勝利をめざし、解雇・リストラ等で悩む多くの労働者とともに歩む決意」を表明した。そして、4月26日に与党三党の「四党合意」からの離脱が明らかにされ、「四党合意」路線は破綻したのであった。

④ 「四党合意」破綻を契機とする新たな運動の展開——ILO運動と労働委員会命令をめぐる最高裁判決までの裁判闘争、法律家の共同の進展

(1) ILO、国際人権機関への申し立て運動

国労は、「四党合意」問題の解消後、「これで政治解決の基盤が失われた」として再びILO闘争を柱に闘いを進め、新たな政治解決の枠組み作りを並行して進める方向へ転換させた。

これに対してILO理事会は、1999年11月に第一次(中間)勧告を出した。それは団結権侵害を暗黙の前提としてその回復を求めるものであったが、その後は「四党合意」の受け入れを勧告するものへ後退し、2003年の5回目の勧告では、「国労や全動労の民営化計画への反対がまさに再雇用を決定するうえでの一要因だった」と認定し、そのうえで政府が対処して公正な解決に努めることを求めるものに変化していた。

「闘う闘争団」は、2001年10月、条約勧告適用専門家委員会に「全統一労働組合」を代表として、JRへの採用差別は「世界人権宣言」と「人権規約」に明確に違反するとして日本政府の条約違反について共同による「意見具申」の申し立てを行った。これには動労千葉を含む193組合が参加した。

以後、ILOは、その後も2009年3月までに9次にわたり勧告・報告を出した。この間にそれぞれの関係組織がILOを訪問、要請活動を強めた。また、その後結成された申し立て当事者が団結した「四者四団体」も2007年3月に代表を派遣して、当事者として解決への協力を求めた。しかし、日本政府はこれらの勧告に応ずることはなかった。ただ、1047名闘争を国際世論に訴えて広げるものとなり、国内でのたたかいに励ましを与えたことは評価できらるであろう。⁽⁵⁾

(5) JR不採用事件ILO連絡会『日本政府はILO勧告を履行せよ2・14JR不採用事件の公正な解決を求める集い報告集』(2003・2・14)、下山房雄「国労関係「ILO連絡会」に参加して」(『人として』No.12)、大阪労連・国労西日本本部・建交労西日本鉄道本部後援『日本政府にILO勧告の履行を求める集会』報告集(2003・5・17)参照。建交労・全運輸・交運共闘ILO要請団「ILO要請団の報告書」(2004・5・1)、佐藤昭夫『国鉄闘争におけるILO勧告の経緯と問題点―「四党合意」を美化したILO勧告の罪』(2006・2)など参照。

(2) 2003年12月22日 最高裁中労委命令取り消し判決(3対2)

1988年11月28日の大阪地労委の採用差別救済命令を皮きりに、神奈川県、北海道、福岡、長崎、佐賀、熊本、大分、鹿児島、宮崎、京都、東京、福島、四国、静岡、岡山、宮城の国労関係17件、全動労関係1件、動労千葉関係1件、申し立てた19件すべてに救済命令が発せられ、まさに連戦連勝であった。

1993年12月24日、中労委も採用差別事件に救済命令を発し、これに対してJR東日本、東海、貨物、北海道、九州、西日本は、東京地裁に中労委の救済命令の取り消しを求めた行政訴訟をおこした。1998年5月28日、東京地裁は、JR各社の使用者責任はないと不当判決を下した。東京高裁も、2000年12月14日、控訴を棄却した。

国労は、控訴棄却の判決を「不当」とし、「採用手続きの実態を見ず、国鉄改革法23条をきわめて形式的にとらえ、JR各社の不当労働行為責任を免責した」との抗議声明を発表し、最高裁へ上告した。

建交労(全動労)の中労委の救済命令に対しても、東京高裁は、2002年10月24日に「分割・民営化は国是だった。不採用は差別にあたらぬ」として取り消した。建交労も上告した。こうして、不採用事件の裁判闘争は最高裁判所における闘いとなった。2003年5月30日、

国労弁護団と全動労弁護団の合同のよびかけによる最高裁対策の討論集会がひらかれ（253名参加）、この集会から最高裁に対して公正判決をだすことを求めるアピール運動の組織化が提起された。11月14日に宮里邦雄日本労働弁護団会長、坂本修自由法曹団長、萬井隆令龍谷大学教授など著名な学者、弁護士15氏は「JR採用差別事件について、最高裁判所に弁論の開催と公正な判決を求める」アピールを出し、「国労事件・全動労事件の口頭弁論を開催すること」、「中央労働委員会の救済命令の取り消しを命じた東京高等裁判所の判決を破棄し、JRの請求を棄却すること」を要請した。

国鉄1047名闘争は以上のような経過をたどって最高裁段階に至り、最終番であることから、関係者の緊張と関心が高まるなかで、12月22日に第一小法廷で判決が出された。判決は、中労委救済命令を取り消した原審判断を支持し、3対2の多数決で上告を棄却、16年振りに敗訴が確定することとなった。しかし、この判決は「…専ら国鉄が採用候補者の選定及び採用候補者名簿の作成に当り組合を差別したという場合には、労働組合法7条の適用上、専ら国鉄、次いで事業団にその責任を負わせることとしたものと解されざるを得ず…」としたのであった。この最高裁判決について、関係組織、団体が当日一斉に厳しい批判・抗議声明を発表し、今後ともあらゆる可能性を追求して解雇撤回のために全力をあげることを表明した。

そして2004年3月5日、前年5月の同様の集会に続く討論集会第二弾として「本当の多数意見はどっちだ——JR採用差別事件最高裁判決を裁く」が開催され、(学者、法律家、関係組織代表100名参加)、新たな闘いと支援運動の強化・発展に努めることを申し合わせた。⁶⁾

Ⅲ 最高裁判決後の「大同団結」論の広がりと「共同行動」の取り組み

①2004年4月13日 「4・13国鉄労働者1047名の解雇撤回・ILO勧告の完全履行を求める東京大集会」(3000人)

最高裁判決の直後は、支援組織やそのメンバーに一時的には失望感が広まった。しかし、間もなく関係組織のなかに、3月の討論集会などから判決内容から新たな闘い方を見出し、共同の運動として発展させていく動きが始まるようになってきた。

建交労坂田晋作委員長は、最高裁判決の直後に(2004年1月10日)「誰もが願っている

(6) 最高裁判決関係とその後の当事者、関係労働組合、支援組織の動向については、国鉄・JL問題研究会『人として』第17号(2004・3・24)の掲載諸資料参照。建交労全国鉄道本部『全動労採用差別事件』関係資料集(2004・1)、『建交労・理論集 雑誌版』初春号(2004、No.19)参照。

1047人の大同団結—ここに国鉄闘争の展望が—という組織内の講演で、今後の闘いの方
 向として、新たなILOへの勧告要請、建交労・全動労争議団などによる鉄建公団訴訟の提
 訴も今後の闘争の重要な選択肢として検討すること、広範な世論の結集としての学者、法律家
 15氏のアップील賛同署名運動の組織化、国民的視点にたった職場からのたたかいの強化など
 を提起した。これは今後の運動発展に意義ある提案であった。

最高裁判決直後から1047名闘争の関係労働組合と支援の諸組織、活動家の有志の間で
 1047名闘争の一日も早い解決を求めていくためには、東京全体の取り組みをどうしたら良
 いか、それを模索する話し合いを行っていた。2月段階で、ナショナルセンターの粹や主義・
 主張を乗り越えて「一日共闘」として全都的な集会の開催が構想され、2月6日に伊藤誠、金
 子勝、暉峻淑子、芹澤寿良、早川征一郎、山口孝の6氏が呼び掛け人となり、「4・13国鉄
 労働者1047名の解雇撤回・ILO勧告の完全履行を求める東京大集会」をスタートさせ、
 3000人を目標に活動をすすめたのである。

この過程で、3月5日に国労弁護団と全労働弁護団有志の主催で討論集会『本当の多数意見
 はどっちだ—JR採用差別事件最高裁判決を裁く』が東京のプラザエフ（主婦会館）において
 開催され、萬井隆令龍谷大教授の判決批判の講演と中山和久早大名誉教授の補足発言（ILO
 条約からの判決批判）、6弁護士が発言がおこなわれた。全動労の加藤健次弁護士は「上告棄却
 の多数意見も不当労働行為の事実を否定出来なかったことに確信をもって、今後の運動に生か
 していきたい」と結んで参加者を激励した。

4・13東京大集会の金沢 壽実行委員会事務局長が 鉄建公団訴訟原告団に賛同申し入れ、快
 諾を得て活動が進められ、13日当日、日比谷公会堂は1、2階とも満杯（3000人）となった。
 主催者を代表して経済学者・伊藤誠氏が「この闘いこそが日本の労働運動を左右する、職場、
 地域でもっと支援を広げて心をあわせ頑張ろう」と挨拶した。連帯して航空連副議長、東京地
 評副議長が激励、加藤晋介鉄建公団主任弁護士がこの裁判に集中し統一して相手を追及するこ
 とを訴えた。決意表明には国労闘争団、全動労争議団、動労千葉争議団全員が登壇し、明大名
 誉教授の山口 孝氏は「集会の大成功を全体で確認し、運動の輪をさらに広げ、今度こそ国鉄闘
 争を勝利さよう」と締めくくった。「大同団結」の実現を基調にした集会として成功を収めた。

②2004年 建交労の「大同団結」の提唱と全労連との意見対立、その下での国労・建交
 労の共同集会の開催

全労連運動の内部で、国労内の「四党合意」問題の混乱と絡んで1047名闘争の進め方、
 「大同団結」論をめぐる大きな意見の相違・対立が表面化し、内部的に調整が難航して運動
 発展の障害になっていたことについて触れておきたい。

建交労が国労内の「闘う闘争団」と国鉄闘争共闘会議に闘う組織、運動として同情的で、「大同団結」論の対象としていることに対して、全労連指導部は、それらが正規の労働組合組織でないがゆえに「不適格」として認めず、あくまでも正規の労働組合組織として国労との共同を対象に限定していた。また、新たな裁判の提訴に対しても「解決を遅らせる口実となる」として消極的、否定的で提訴せざるを得なくなっても鉄建公団訴訟との連帯・共同は、国労との共同を阻害するとして支持できないという姿勢であった。

全労連指導部は、9名の被解雇者を抱えて闘っている動労千葉との関係についても、同じく全面否定の姿勢を見せ、一部の地方労連や単産も同調、支持していた。その論拠は「動労千葉は、労働組合の仮面をかぶった暴力集団」であり、それと共同することは動労千葉に「市民権」を与えて全国の民主団体に重大な問題を引き起こすとするすでに内部に刷り込まれていた既成観念であった。全労連は、後述する2005年7月15日や2006年4月4日の全国集会への呼びかけ人が出向いての協力・参加要請にも応じず、参加しなかった。国労は2006年1月の拡大中央委員会で、「関係当事者の大同団結路線」への新しい方針として特別決議を採択するという転換を決めて、2月16日の5者実行委員会に積極的に参加し、全労連の国鉄闘争の立ち遅れが目立つことになった。全労連は、国鉄闘争に取り組んだナショナルセンターとして東京地裁の鉄建公団訴訟判決に関する談話・声明を出していない。

こうした状況のなかでも、建交労・全動労争議団は、「大同団結」路線を堅持して、全労連指導部に譲歩・妥協することなく奮闘を続け、周辺の信頼感と存在感を高めていった。

全労連指導部に一定の変化が見られたのは、2006年6月16日に政府への「解決要求」の内容をめぐる5者間の検討過程での意見の相違から、動労千葉が自主的に不参加となるなかで、5者4団体が実際に4者4団体になったところから、全労連は「共闘組織」論を変更し、国鉄闘争共闘会議を認め、四者四団体と協力・支援の関係をとりようになったのである。

上述のような最高裁判決後の新たな共同への流れを背景に、また、ILOも次の勧告を出すという情勢となってきたなかで、建交労全国鉄道本部は、2004年6月17日に国労委員長に対して「ILO勧告にもとづく1047人採用差別事件の早期解決に向けた共同の申し入れ」を行った。また、国労サイドからの提案に沿って、国労と建交労は8月23日、「今こそ解決を！ 団結・連帯・統一の力で！ 8・23集会」を開催し、1300人が参加の集会となった。これは国鉄闘争18年目の初めての共同集会であった。

国労委員長は、「国鉄闘争の歴史に残る有意義なもの、政治解決に不退転の決意で取り組む」と挨拶、建交労委員長は「1047人の大同団結と当該組合の共同がなければ事態を打開することは出来ない。団結・連帯・統一の力を思う存分発揮して早期解決をめざす」と決意を表明した。

集会では、「ILO第6次勧告の内容と意義」についてITFアジア太平洋地域部長が講演し、これを受けて、国労と建交労の弁護士、全労連議長と国鉄闘争支援中央共闘議長の決意表明があり、最後に国労36闘争団の代表と全動労争議団代表が登壇し、紹介と決意表明が行われた。

この集会直前の8月18日に国労委員長は、連合を訪問、会長に6月18日のILO勧告を機に不退転の決意で解決を図りたいとして、連合としての特段の尽力を要請した。

建交労は、この共同集会後に定期大会で、鉄建公団訴訟の準備を含む共同強化の方針を決定して、9月22日にも国労に対して共同の諸行動に取り組むことを申し入れた。そして、11月26日にも、国労が独自に展開していた闘争支援を訴える全国キャラバン行動の終結集会に合わせ、国労と建交労は2回目の共同集会「政府の責任で今こそJR不採用事件の解決を！」11・26集会」を日比谷野外音楽堂で開催、2600人が参加して、東京駅方面までデモ行進を行った。

(7) 国鉄闘争支援中央共闘会議『中央共闘ニュース』2004年9月6日、再刊第40号、全動労を勝たせる会『会報』2004年9月第113号、2004年12月号

③2004年12月「国鉄労働者1047名の解雇撤回。政府はILO条約を守れ！ 鉄建公団訴訟勝利12・1全国集会」(4300人)

4月13日の東京集会の呼びかけ人に、新たに金子勝(立正大学教授)、鎌田慧(ルポライター)、佐高信(評論家)、下山房雄(九州大学名誉教授)と鉄建公団訴訟原告団長、全動労争議団長が加わった12名が、鉄建公団訴訟の結審・判決が予想される情勢のなかで、「国鉄労働者1047名の解雇撤回。政府はILO条約を守れ！ 鉄建公団訴訟勝利12・1全国集会」への賛同、参加」を呼びかけた。

この集会には、全国から4300人が参加し日比谷野外音楽堂を埋め尽くした。呼びかけ人を代表して下山氏は「四党合意」以降、闘争団、争議団は揺るぎなく努力し、困難を乗り越えてきた。18年にしてようやく1047名の団結に発展してきている。鉄建公団訴訟原告団と全動労争議団の闘いが労働運動に勝利の一ページを加えることを強く望んでいる」と挨拶、会場は力強い拍手で応えた。

壇上に闘争団・争議団が上がり、新たに国労組合員9名が訴訟に加わったことが報告された。全動労争議団副団長は、最善・最良の選択として12月中の提訴を表明し、鉄建訴訟原告団団長は弁護士を紹介して、「闘争団、争議団が闘いの主体となり、1047名団結の陣形で統一を実現し、勝利に向けて闘う」と決意を表明した。

参加した呼びかけ人全員からも、それぞれ激励・連帯の挨拶が行われ、バスで参加した四国と中越震災復興に取り組む新潟の決意表明に続いて、闘争団家族代表が提案した集会アピールを採択した。

アピールは―(1) 公正判決を求める団体、個人署名を東京地裁に集中しよう。(2) 共同行動を広げ、世論を結集しよう。(3) 政府の責任による解決のため鉄道運輸機構、関係省庁、政党、議員への働きかけを強めよう。―という呼びかけであった。

最後に国労高崎地本委員長の前で「団結ガンバロウ」を三唱して、宣伝カー15台を含むデモ行進を日比谷公園から銀座、JR東京駅前を通過した鍛冶屋橋公園まで行い、運動への理解、支援を求めた。なお、この集会には320団体、個人309人が賛同した。⁽⁸⁾

集会後は、12・1全国集会の実行委員会は解散されたが、この組織は残してほしいという意見が強く出されたことから「実行委員会の議論経過を重視し、いつでも東京都全体や全国的な取り組みの連絡調整や支援・共闘がすぐ立ち上げられるような体制を作るため実行委員会事務局

(8) 12・1全国集会実行委員会「12・1全国集会報告」、「がんばれとにもGO! NEWS」No.47(2004・12)『労働情報』(2004・12・15)No.661号。芹澤寿良「鉄道運輸機構訴訟に立ち上がった全動労争議団」『がんばれとにもGO! NEWS』No.48(2005・1 所収) 参照。

を残して定例的な情報交換などを行い、国鉄闘争の勝利をめざす」こととなった。

IV 「国鉄労働者1047名解雇撤回! 原告団・闘争団・争議団を

励ます7・15全国集会」(5800人)

①情勢の進展のなかで7・15全国集会の呼びかけ

2005年に入り、提訴三年を経過した鉄建公団訴訟について3月結審、9月15日判決という日程が確定した。

「国鉄・JR問題研究会」は、メンバーで情勢とこれまでの協力した集会経験などから今後の運動について意見交換を行い、12・1集会の実行委員会のメンバーや国鉄闘争共闘会議とも相談して新しい全国集会を計画しようということになった。そして各方面に打診したところ、9月の東京地裁判決前には是非開催したいとの強い要望を重視して、より多くの幅広い学者、文化人、ジャーナリストに呼びかけ人をお願いし、判決2ヵ月前の7月15日に全国集会を開催する構想案をまとめた。

2005年4月に入り、17日に最初の相談会(28団体、43名)を開いて、5月10日まで続け、5月16日に第一回運営委員会を持って基本的な集会構想と案内状、チラシを確認、21、22日に

各地、団体への郵送作業（団体 8481 個人 4065 計 12536）が行われた。

その後 7 月 8 日まで 4 回の運営委員会、4 回の事務局会議、1 回の拡大運営委員会と拡大事務局会議が開かれ、集会運営の細部と組織化の取り組みについて協議した。そのなかで各団体への統一オルグと国労闘争団全国連絡会議、全動労と動労千葉鉄道運輸機構訴訟原告団への要請、7 月 9 日 J R 山手線キャラバン宣伝活動（26 団体 103 名参加）が行われた。また呼びかけ人による連合・平和センター、全労連、全労協に対しても協力、参加要請が行われた。

宣伝材料はポスター 1 万枚、チラシ 1 万枚、葉書 1 万枚であった。

呼びかけ人は、メンバーの友人、知人、これまで国鉄闘争関係の運動から現状と趣旨をご理解頂ける方々に当って、スムーズに決まり、以下の 21 人となった。

○伊藤 誠（経済学者）○大久保史郎（立命館大学教授）○香川正俊（熊本学園大学教授）○角瀬保雄（法政大学教授）○金子 勝（立正大学教授）○鎌田 慧（ルポライター）○喜安 朗（日本女子大名誉教授）○熊沢 誠（甲南大学教授）○斎藤貴男（ジャーナリスト）○佐高 信（評論家）○下山房雄（九州大学名誉教授）○辛淑玉（人材育成コンサルタント）○芹澤寿良（高知短期大学名誉教授）○立山 学（ジャーナリスト）○塚本 健（東京大学名誉教授）○暉峻淑子（埼玉大学名誉教授）○戸塚秀夫（東京大学名誉教授）○中野隆宣（ジャーナリスト）○師岡武男（ジャーナリスト）○山口 孝（明治大学名誉教授）。

呼びかけは、4 月 25 日に突如として発生した J R 西日本福知山線尼崎駅の事故にも触れ、その企業体質は 1047 名労働者の無慈悲な解雇に共通するものと糾弾し、7・15 全国集会に大きな力を結集して国鉄 J R の 1047 名不当解雇反対闘争を勝利させ、「日本の反動逆流を阻止し、労働運動を再生、発展させる事業のひとつまに力を是非お貸下さい」というものであった。集会の一般的な連絡事務局は、「国鉄・J R 問題研究会」の設置場所として活動をスタートさせた。

この集会の第一回運営委員会は、5 月 16 日に開催して、呼びかけ人から、集会の主催は、既存の団体では、初めての方式として呼びかけ人が全責任を負うこと、運営は賛同する団体代表、地方代表、事務局で構成して進めていくこと、実務を担う事務局、運営委員会には、国鉄闘争支援の経験と能力を備えて、協力の意思をもつかかる組織からでも参加できるようにすること、諸会議は、自由な民主的な討論を行って参加者全員の合意で進めることなどが提案され、意見交換のなかで異論はなく申し合わされて準備活動に入った。

こうした配慮をしたのは、これまでの集会準備のなかでは、運動方針や考え方、体質の違い、経験の差などから不必要な要求や議論が生まれ、一時的に妥協しても不団結状態が残るからであった。

その後、こうした方法での諸準備は遅滞なく進んだ。筆者は、十数回の主要な諸会合に参加

したが、不団結に繋がる事態が生ずることは全くなかった。

在京の呼びかけ人は、精力的に原告団・闘争団・争議団への参加要請、協力の申し入れ、主要な労働組合や団体への要請、疑問点や質問に答える説得、オルグの訪問、運営委員会参加団体、個人の協力を得たJR山手線キャラバン宣伝活動、全国の地方、地域への文書、ポスター等の郵送活動の先頭に立って取り組んだ。連合系平和フォーラム、全労連、全労協、主催地東京の都労連と傘下の主要労組にも足を運んで理解と協力を要請した。依然として動労千葉、国鉄共闘の「トロツキスト・極左グループ」と手を繋ぐ路線は認められないとする既成観念から要請に応じなかった有力組合もあり、また左派系の組織と運動にそのような組合幹部、活動家、文化人も少なくなかった。

② 7・15全国集会の開催状況

「7・15全国集会」は、梅雨明け目前であったにもかかわらず、天候に恵まれ、日比谷野外音楽堂の会場を溢れる全国各地から約5800名の支援者が参加して開かれた。

当日、参加者全員に配布された『7・15全国集会プログラム』は、国鉄労働者1047名解雇反対闘争の貴重な歴史的資料となるもので、「集会プログラム」、「デモコース」「シユプレヒコール」、「当面の行動」、「参加配置図」、「7・15全国集会アピール(案)」、それに別刷りの「呼びかけ人21人のメッセージと連帯メッセージ」などであった。

会場ステージには「再び大惨事は許すな！ 勝ち取るう鉄建公団・鉄道運輸機構訴訟勝利判決」との横幕が掲げられた。

司会は東京西部全労協金沢議長が務め、JR尼崎事故犠牲者への黙祷の後、主催者の呼びかけ人を代表して山口孝氏が、「本集会は、組合、党派の枠を超え、多くの仲間を結集した。新しい労働運動の胎動を感じる。この流れを大きくし、1047名の解雇撤回をめざし闘い抜こう」と述べた。集会に参加した8名の呼びかけ人もそれぞれ挨拶したが、報告発言では斎藤貴男氏が「JR福知山線事故と1047名解雇問題」について発言し、「この統一した闘いは、労働運動の歴史的転換を切り開くであろう。JR尼崎事故も1987年の分割民営化の必然的な結果だ。この闘いこそ、人間が人間であることができる社会に向けた第一歩になるであろう」と力説した。

この集会のため来日したイギリス鉄道労組(MRT)のトニー・ドナヘイ委員長が登壇、「18年間の不当解雇撤回闘争に心より敬意を表し、愛国的な連帯とサポートを表明する」と挨拶を送り、ついで鉄建公団訴訟主任弁護士の加藤晋介氏は「東京地裁にこの集会の盛り上がり突き付け、いい加減な判決では闘いは終結しないことを知らしめ、判決の結果にかかわらず、職場に新しい労働運動を創り出そう」と発言した。

壇上には、鉄建公団訴訟原告団、鉄道運輸機構原告団、全動労争議団、鉄道運輸機構原告団、動労千葉争議団とその家族が勢ぞろいして、それぞれこれまでのお礼と決意表明し、その後、呼びかけ人の一人であった筆者が集会アピール案を提案、拍手で承認された。その行動内容は以下のとおりである。

(1) 1047名の解雇者を闘いの最後まで引き続き激励し、支援することを改めて再確認しよう。(2) 交通事業の「安全」と国民の「いのち」にとって、労働者の人権と職場の民主主義の保障は不可分であることの宣伝をいたるところで強めよう。(3) 当面2ヶ月後の予断を許さない9・15判決で、不当労働行為責任を認めさせるために、東京地裁への署名運動、要請活動を引き続き強めよう。(4) 政府、関係省庁、鉄道運輸機構への政府責任による早期解決の要請行動を引き続き強めよう。(5) 議会(国会、地方議会)、政党への支援、協力要請も同時に強めよう。(6) 地方、地域における関係労働組合、支援組織へ「大同団結」路線に立つことを申し入れ、宣伝活動を強めよう。(7) 関西方面を中心に福知山線事故犠牲者家族らのJR西日本への補償等の要求行動を支援し、連帯を強めよう。(8) 地域住民等の社会的運動と連帯して、JR関係労組の安全点検、安全確保の闘いを支援し、交通事業の安全確立のあらゆる運動に参加しよう。

集会の最後に国労高崎地本中村宗一委員長の音頭で「団結がんばろう」を三唱、デモ行進に移った。霞門→農水省左折、桜田通り虎ノ門交差点左折→外堀通り→新橋駅銀座口交差点左折→国会通り→日比谷公会堂裏まで官庁街のコースを行進した。

当日の参加者は、1万人の目標に対して5800名であったが、集会への賛同団体は336、賛同個人495人、計813団体・個人、会場カンパ107万2600円、振り込み賛同金283万円、合計327万5300円と発表されている。

集会終了後の「総括事務局会議」では、2004年の4・13集会、12・1全国集会にはさまざまな理由から結集できなかった団体・労組、個人が困難を乗り越えて新たに参加し、多くの賛同が寄せられ、質・量・財政とも大きく成功したことが確認された。この力の柱は、初めての形態として学者・文化人・ジャーナリストなど21人の呼びかけによる全国集会となったこと、当事者の大同団結を願う思い、この思いの重要な意義についての理解の広がり、4原告団が一堂に会し、決意の表明、当事者と支援者の団結の重要性と国鉄闘争の現状打開の方向を指し示した意義ある全国集会となったと総括された⁹⁾。

③全国集会後の諸行動の推進

集会終了後の8月2日、呼びかけ人代表と全国集会実行委員会は、厚生労働省と国鉄清算事業団本部に対して、集会アピールに関する以下のような要請書を提出した。

1 国労、建交労、動労千葉に所属する国鉄労働者1047名の解雇争議を早期に解決すること。

2 このため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構と被解雇者などと解決交渉の場を設けること。

7・15集会の呼びかけ人在京者有志は8月25日、国労大会を前に国鉄労働組合に対して、(1)「四党合意」に反対した組合員への懲罰の取り消しを、(2) 東京地裁への鉄建公団訴訟原告有利の判決要請を、(3) 1047名の権利回復要求の団体交渉権の行使を—という三点を中心とする申し入れを行った。

(9) 『1047名の解雇撤回！ 原告団・闘争団・争議団を励ます7・15全国集会プログラム』、『1047名の解雇撤回！ 原告団・闘争団・争議団を7・15全国集会の成功をめざす運営委員会ニュース』No.1～No.3、『がんばれともいGO！NEWS』(No.55 2005・8)、国鉄・JR問題研究会「国鉄1047名解雇撤回闘争の7・15全国集会以後の流れと現状の報告」(『人として』No.第26号)、芹澤寿良「7・15集会を呼びかけ、主催して」(『がんばれともいGO！NEWS』(No.55、2005・8 所収) など参照)。

V 東京地裁—鉄建公団訴訟判決、不当労働行為 (採用差別) 一部認定

①東京地裁判決の基本的な内容と関係団体の姿勢

国労は、7・15全国集会後の8月30～31日の定期大会で、ILO勧告に基づく1047名闘争の早期の政治解決を図る運動方針とともに、鉄建公団訴訟を提起した闘争団の中心メンバー22名に対する3年間の権利停止処分を、「やむを得ない措置だった」としつつ、不採用事件の早期解決のために解除した。

こうしたなかで、全国集会から2ヶ月後の9月15日、東京地裁は、鉄建公団訴訟原告団297名に対してJR採用時に組合間の差別⇨不当労働行為があったことを初めて認める判決を言い渡した。この判決は原告の解雇無効論を否定し、解雇を有効とした結論という点では不当なものであったが、「国鉄によるJR採用名簿作成で国労差別があった」と初めて司法の場で不当労働行為を認定した。そして被告側が一貫して主張してきた「時効消滅」論を退け、原告らが差別されたこと自体に苦痛を受けたこと、正当に評価を受けてJRに採用されるという期待権の侵害があったとして、慰謝料として一人500万円の支払いを命じるという原告団の請

求を一定程度認めるものだった。

国鉄闘争共闘会議は、解雇無効を認めず賃金相当額の損害賠償金を認めなかった点を厳しく批判する一方、不当労働行為を認定し慰謝料の支払いを命じた点は闘争団員らの18年間の闘いの正しさが証明され、名誉回復の一助になるとの声明を発表した。

国労、国労弁護団、国鉄闘争支援共闘会議は、「国鉄の損害賠償責任を認めた点は評価しうる」としつつ、闘争団員らが18年間に受けた苦痛に対する慰謝料としては「不十分」とする声明を発表した。建交労と全動労争議団、同弁護団も声明を発表し、判決が組合差別を認定したにもかかわらず、解雇無効などを認めなかったことは、「極めて矛盾に満ちた不当な判決」だと批判した。

動労千葉労組は、労働者の選別、解雇、労組破壊を容認する政治的反動判決と厳しく批判する見解を発表した。

原告団、弁護団、関係労働組合組織は共通して今後の控訴審闘争と政府の責任による最終解決をめざす運動を發展させていく上で役立つものと地裁判決の意義を評価しながらも、被告側（現鉄道建設運輸機構）が「いかなる責任も認めることは出来ない」として、即日控訴したために、原告団も引き続き闘う意思統一のための民主的な討議をおこない、判決から12日後に控訴した¹⁰。

②東京地裁判決後の「大同団結」への話し合い機運のさらなる高まり

東京地裁判決が出されて、1047名闘争への社会的関心が改めて高まるなかで、それまで採用差別事件を裁判闘争自体に消極的・否定的であった組合員や関係労働組合、支援団体のなかにも裁判闘争を今後の解決を目指す運動として前向きに対応する機運が広がることになった。とくに国労内において訴訟を検討するという意見や解雇された当事者の大同団結を実現させ、政府の責任による解決をめざす大衆運動の強化をとという意見がかってなく強まってきたのである。

全般的に、これまでしばしば見られた原告団やその運動を支援する人々や団体に対するさまざまな批判や非難の声は影を潜め、かえって粘り強く健闘して判決をかちとったことに感謝、讃える発言も見られ、運動をとりまく空気も大きく変化していった。

こうした状況を背景に、国労二つ、建交労、動労千葉の四つの原告団と訴訟を提訴せずに雇用撤回を掲げて闘い続けてきた国労闘争団全国連絡会議に結集している争議団関係5者間での

10 (1) 『がんばれともにGO! NEWS』(No.56, 2005.9)、「労働情報」No.680(2005.10・1)「特集 鉄建公団訴訟 判決後の展望を考える」を参照。

「大同団結」へ向けての話し合いが進められた。2005年内に1047名の「大同団結」の態勢確立が肝要であり、それを内外に示して裁判闘争の勝利と政府の責任での政治解決を迫る大きな運動の展開が必要であるという「合意」が成立した。これは7・15集会の21人の「呼びかけ」の基本的趣旨である「相違点を脇に置いて一致点で協力共同を」の実践であった。

最高裁判決以降、とくに1047名「大同団結」路線を提起していた建交労全国鉄道本部は、11月下旬の定期大会でこの合意を歓迎し、国鉄闘争勝利への新たな決意を内外に表明した。

「国鉄・JR問題研究会」は、7・15全国集会に協力を得た国労、鉄建公団訴訟原告団、国鉄闘争共闘会議、建交労全国鉄道本部、鉄運機構原告団、東京西部国鉄共闘、動労千葉などと合同で、または個別に現状と今後の運動の進め方で交流、討論の機会をもった。国労闘争団全国連絡会議は、提訴しているグループも含めた総会の開催、鉄建公団訴訟団長との会談などを行い、2006年の17年目の国鉄解雇日「2・16集会」を統一して開催し、新たな闘いを目指す実行委員会結成の方向を確認した。

こうして2006年1月13日、国労闘争団、同鉄建公団原告団、同鉄道建設原告団、建交労・全動労原告団、動労千葉原告団の5団体代表は、「1047名被解雇者5団体による実行委員会」の2・16集会実行委員会で、2006年の統一した「2・16集会」の開催を確認した。全労協、都労連、平和フォーラムは、それを歓迎し賛同・参加すると表明した。

実行委員会の要請文には、関係者間で幾度かの意見交換を重ねるなかで、解雇撤回と勝利解決には1047名の大同団結と共同行動が不可欠であるとの認識から集会開催になったと書かれている。

国労も、拡大中央委員会でこれまでの路線を大きく転換させ、「JR不採用事件の早期解決をめざす特別決議」を採択した。

VI 2006年2月16日集会での「被解雇者1047名

連絡会」——当事者初の共同行動組織の結成

①JR採用差別事件の勝利解決をめざす1047名闘争団、争議団、原告団2・16総決起集会開催（2600人）

5団体実行委員会は、1月に入ると、「2・16集会」の成功へ向けての活動を開始し、各代表はナショナルセンター、中央主要単産、各組合、団体への要請活動を進めた。その結果、2006年2月16日、午後6時30分から日本教育会館で集会が開催され、会場の収容能力を超える2600名が参加した。

集会では、鉄建公団訴訟の加藤晋介弁護士が「国鉄闘争の20年と解決への道」と題して基調

講演を行い、国労闘争団全国連絡会議議長が「紆余曲折があったが、一層大同団結を図り政治解決をめざして行く。連絡会議として判断し、決断しなければならぬ状況があることも充分認識している。すべての解決に向けて力を結集し、政府に解決を迫る大衆行動を起こして行きたい」と述べた。全動労争議団・鉄道運輸機構訴訟原告団団長代行は「長い闘いがつくりだしたこの5者共同の解決に向けた流れを大切にしていきたい」と表明し、動労千葉争議団・鉄道運輸機構原告団団長は「1047名全員が揃ったことに感謝している」と発言した。そして鉄建公団訴訟原告団長が「9・15を機に全体がまとまろうと決意し、取り組んできた。1047名がまとまって解決に向かって出発する第一歩を踏み出した」と新たな決意を表明した。

最後に「今集会を機に『被解雇者1047連絡会』を旗揚げし、鉄道運輸機構や関係省への申し入れを強化し、共同行動を積み上げ、勝利解決に向けて全国の仲間と全力で闘い抜く」とのアピールを採択、「団結がんばろう」を三唱して閉会した。会場カンパは60万円を超えたと報告された。

この集会の二日後の2月18日、国際労働研究センターに「国鉄・JR問題懇談会」(2000年の9・15東京地裁判決後に名称を変更)が協力して、東京南部労政会館で「国鉄1047名解雇撤回闘争の到達点と今後の課題」というテーマのパネルディスカッションが開催された。

パネリストは萩尾健太(弁護士)、坂田晋作(建交労・国鉄闘争推進委員会委員長)、山下俊幸(国鉄闘争に連帯する会事務局長)、下山房雄(国鉄・JR問題懇談会)、コーディネーター戸塚秀夫(国際労働研究センター)で進められ、パネリストの各立場からの報告、発言があった。その後の質疑、討論において、動労千葉の田中委員長、国労闘争団小野事務局長、全動労争議団森事務局次長、鉄建公団訴訟酒井原告団長、鉄建公団訴訟佐藤弁護士、国労5・27臨時大会弾圧事件松崎被告団長他国労、建交労関係者が、まさに潮流を越えて相互に活発な議論を交わしてパネルディスカッションは成功を収めている。⁽¹⁾

②2006年4月4日 「国鉄労働者1047名の総団結で不当解雇撤回!! JR採用差別事件の勝利解決をめざす4・4全国集会」(4600人)

『被解雇者1047連絡会』という大きな運動成果を生み出した2・16集会終了直後、今後の

(11) 『がんばれともにGO! NEWS』(No.61 2006.3)、『労働情報』No.690 (2006.3.1)「特集 国鉄闘争 被解雇者1047名連絡会」結成」、国際労働センターのパネルディスカッション「国鉄1047名解雇撤回闘争の到達点と今後の課題」(『労働法律旬報』2006年7月下旬号)参照。

運動のために2005年7・15集会規模の全国集会を同じく学者、文化人などのよびかけで開催しようということになり、36人が呼びかけ人となることを承諾した。

3月1日、36人連名で「大同団結」した被解雇者を激励し「2・16全国集会」の成果を固め、こうした情勢下の諸運動と連帯して今後の裁判闘争、世論喚起、政府の責任による解決要求などを掲げて、1047名闘争を改めて全国的に発展させていくために4・4全国集会を開催することを呼びかけた。

集会は、4月4日、日比谷野外音楽堂に4600人が参集して開催された。呼びかけ人36名のうち21名は7・15集会の呼びかけ人であったが、新たな15人は、○大内裕和（松山大学助教授）○大谷禎之介（法政大学教授）○片岡昇（京都大学名誉教授）○鎌倉孝夫（埼玉大学名誉教授）○唐渡興宣（北海道大学教授）○小島恒久（九州大学名誉教授）○小林武（愛知大学教授）○小森陽一（東京大学教授）○桜井徹（日本大学教授）○中山和久（早稲田大学名誉教授）○橋本剛（北海道学園大学名誉教授）、平野毅（静岡大学名誉教授）○松井安信（北海道大学名誉教授）○村上寛治（ジャーナリスト）○宮田和保（北海道教育大学教授）の各氏である。

総合司会は筆者が務め、集会の目的を説明、呼びかけ人を代表して中山和久氏が挨拶し、そのなかで、この運動の基本的流れと到達状況を説明して、問題を解決して「歪んだ日本を正常に返す道筋を切り開こう」と訴えた。続いて呼びかけ人の小森陽一氏と大内裕和氏が憲法擁護

運動、教育基本法改悪阻止と日の丸、君が代強制反対運動の経験からその運動との関連性を指摘し、連帯表明を行った。これを受けて、当該労働組合代表の挨拶として国労の佐藤勝雄委員長と国鉄闘争共闘会議長の二瓶久勝氏が挨拶した。佐藤委員長は「9・15判決以来、国労は深刻な組織の混乱を克服し、全組合員・闘争団・家族が一つになった」と述べ、この集会後に、組織と運動を強化して「全体的解決の実現にむけて全力を尽くしたい」と決意を語り、二瓶議長は「国労と未提訴の闘争団員が訴訟で揃えば真の団結になる」と訴え、期待を表明した。

その後、5団体代表の決意表明が行われて、宮田和保氏が集会アピールを提案、拍手で採択し、山口孝氏が集会を集約して「この力を持続的に発揮して、解決の展望をさらに切り開こう」と閉会の挨拶を行い、「団結がんばろう」の三唱の後、東京駅方面へのデモ行進を行った。集会アピールは、この闘い、運動の勝利解決には、以下の三つを一体化した活動の強化が不可欠として、一人でも多くの闘いの輪への参加を求めた。

①鉄建公団訴訟の控訴審闘争、鉄道運輸機構に対する三つの裁判闘争への公正な判決を求める署名運動、裁判傍聴等の支援運動、②ILO勧告の早急な実施を含めて、政府の解決交渉のテーブルに着かせるための大衆行動、③各級議会への請願運動、新たな世論喚起のために解雇の不当性を暴露する宣伝活動などの強化。

この集会の賛同団体は579団体、賛同個人765人、計1384団体・個人、会場カンパ

約85万円であった。なお、参加者全員には7・15集会と同様に賛同団体、個人氏名を記した「4・4全国集会プログラム」が配布された。⁽¹²⁾

③2006年6月16日 国労、建交労、中央共闘、国鉄共闘の四団体主催

「今こそ解決を！ 共同の力で！ 6・16集会」（3000人）

4・4集会から二ヶ月余経った6月16日、1047名闘争の関係四団体が日比谷野外音楽堂で集会を開催し3000人が参加した。国労佐藤委員長は、「20年という気の遠くなるような年月を経て、なお未解決にある異常な事態を何としても解決しなければならぬ」と挨拶。建交労佐藤委員長は、「建交労は、第一に1047名連絡会の団結を軸とする関係当事者の共同の前進、第二にナショナルセンターをはじめ、首都における労働組合の支援の前進、学者・文化人の協力が重要と考えている。国鉄闘争、国家的不当労働行為に対するたたかい、大義の旗はたたかう側が握っている。政治反動を許さず、国鉄闘争の大同団結の前進と全国闘争の強化のために

(12) 『4・4全国集会プログラム』、『がんばれともにGO！ NEWS』（No.62、2006・4）、国鉄労働組合『国鉄新聞』（2006・4・23付）No.2964号、全動労を勝たせる会『会報』（2006・4）No.126号、国鉄闘争支援中央共闘会議『中央共闘ニュース』2006年4月11日、再刊第55号、『労働情報』（2006・4・15）No.693。

全力をあげる」と発言、続いて国鉄闘争支援共闘中里議長、国鉄闘争共闘二瓶議長も同趣旨の訴えを行った。北海道と鹿児島現地の闘いの現状報告を受けて、国労闘争団全国連絡会議神宮議長は「全国の仲間とともに共同の力を發揮して今こそ解決を」と述べ、鉄建公団訴訟原告団酒井団長のアピール案を拍手で採択して閉会した。参加者は銀座デモ行進を行った。

2・16集会で「JR採用差別事件被解雇者1047名連絡会」が国労、全動労、動労千葉関係5者団体が結成され、4・4集会には一致して対応していたが、この6・16集会は5者団体ではなく、5者団体を事務局に位置付け、国労、建交労、中央共闘、国鉄共闘のいわゆる四団体主催として開催されたが、その経過と事情は明確にされていない。動労千葉原告団は、「1047名連絡会」では議論されることなく、連絡会の名において招集され、集会から除外されたことに、「運動の到達点からの後退」として抗議したようである。この頃から議論になっていた「具体的な解決要求」をめぐる意見の相違に起因しているのではないか。国鉄闘争共闘会議は、自らのニュースでは、6・16集会の状況を全く報告していない。動労千葉は、これを機に他組織の行動に批判を強めて、連絡会からの脱退はすることなく、活動へは不参加という姿勢をとり続けた。

その後の動向として、9月14日に国労闘争団と三つの鉄建公団、鉄連機構訴訟原告団が共同の「解決にあたっての具体的要求」をまとめて提出し、解決協議を行うよう申し入れている。

また、国労闘争団全国連絡会議は、鉄建公団と二つの鉄運機構訴訟原告団、その他関係組織へ表明していたように、12月5日採用差別事件について鉄道運輸機構を提訴し、18日に採用差別横浜人活事件も提訴した。これで国労、建交労・全動労、動労千葉の被解雇組合員全員がJ R採用差別・解雇裁判闘争を揃って闘うという態勢となったのである。⁽¹³⁾

④2006年11月「国鉄労働者1047名の不当解雇撤回！ 国鉄闘争に勝利する学者・文化人10000アップील運動」の推進、10690人の署名を内閣総理大臣へ提出

2006年11月、鉄建公団訴訟の東京地裁判決、関係当事者の総団結の形成、ILOの日本政府への第7次にわたる勧告、憲法擁護、国民生活防衛の社会運動の発展という新しい情勢のもとで、片岡昇（京都大学名誉教授・鎌田慧（ルポライター）・佐高信（評論家）・筑紫哲也（ジャーナリスト）・戸塚秀夫（東京大学名誉教授）・中山和久（早稲田大学名誉教授）・山口孝（明治大学名誉教授）・萬井隆令（龍谷大学法科大学院教授）の8氏が上記の運動を提唱した。これに基づき四団体のメンバーによる推進委員会が国労内に設けられて進められた。

(13) 全動労を勝たせる会「云報」（2006.7）No.128号参照。なお、この種の集会について必ず取り上げ報道していた国鉄闘争共闘会議の『がんばれ闘争団 ともにGO』はどのような事情か不明であるが、取り上げていない。「労働情報」（2007.4・15 No.717）参照。

国労の持てる組織力が発揮されて社会の各分野で活躍されている方々の賛同を獲得し、合計10万690人分を内閣総理大臣安倍晋三宛提出し、「20年におよぶJ R不採用事件のすみやか解決を」要請した。

7月2日午後6時30分から新橋・交通ビル地下ホールで運動締めくくりの報告集会が開かれ、「運動の経過と結果」を事務局世話人の筆者が報告、呼びかけ人の萬井隆令氏（龍谷大学法科大学院教授）が「国鉄闘争20年の歴史的意義と教訓」について記念講演、続いて国労と建交労代表の決意表明が行われて終了した。この集会に全労連国鉄闘争本部本部長と全労協議長からメッセージが寄せられた。⁽¹⁴⁾

その後、四者によって「解決行動委員会」が設置され、その内容は省略するが、⑤2007年2月16日に四者四団体主催の「今こそ解決を！ 具体的解決要求実現をめざす2・16総決起集会」が教育会館において開かれ、1350人が参加し、さらに、⑥2007年3月30日には、同じく四者四団体の「国鉄改革20年、見直そう民営化路線、不当労働行為責任を問い1047名争議の解決を求める3・30中央集会」が日比谷野外音楽堂において開かれ、2600人が参

(14) 国鉄労働者1047名の不当解雇撤回！ 国鉄闘争に勝利する学者・文化人10000アップील運動報告集会資料、学者・文化人10000アップील運動ニュース速報No.1～No.7参照。

加した。⑦2007年11月30日「20年の節目、総力をあげた闘いで勝利を！」JR採用差別、全面解決を迫る11・30全国大集会」（7300人）

年末から年始にかけて裁判闘争の判決が予定され、ILOの勧告が出されて闘いが20年目となる節目を迎えるなか、2004年以降、1047名闘争を支援してきた学者・法律家・文化人らの運動サイドから片岡昇、大森鋼三郎、加藤晋介、芹澤寿良、戸塚秀夫、中山和久、宮里邦雄、山口孝、萬井隆令の各氏が「四者四団体」に対して、政治への発信を強めるためにも、全国集会が必要であり、それを「四者四団体」主催で開催してほしい旨を8月下旬に申し入れた。

そして直ちに相談会、実行員会と集会の組織化の取り組みがすすめられ、2005年7・15集会の経験を発展させて集会が開催された。参加者は749団体・個人の賛同を得て、7300人であった。

集会では、国労佐藤委員長が「参議院選挙の与野党逆転の政治の流れを活かして解決を図りたい」と主催者挨拶を行った。筆者が集会に出席した呼びかけ人を紹介して、集会の経過と意義を報告、そのなかで「東京では、連合平和フォーラム、全労連、全労協、都労連に、また国際的活動の分野でご協力を頂く日本のILO理事を選出している連合本部にも直接訪問して趣旨を説明した」ことを紹介した。また大局的観点に立って民主党、共産党、社民党の各代表の

激励挨拶を受けた。さらに都労連、平和フォーラム、全労協からのメッセージが紹介された。

次いで、加藤健次全動労裁判主任弁護士が「全面解決に役立つ水準の判決を勝ち取るために全力を尽くす」と弁護士報告。当事者からは国労闘争団連絡会神宮議長、全動労争議団工藤副団長、鉄建公団酒井原告団長らが「この集会を名実ともに路頭に迷わない解決の出発点にした」と決意を述べ、国労熊本闘争団、音威子府闘争団、全動労争議団各家族代表もそれぞれ心に響いた切実な訴えを行った。

最後に、上京した被解雇者と家族180名が登壇、整列するなか、集会アピールを採択、建交労佐藤委員長の閉会挨拶と国鉄闘争共闘会議二瓶議長の音頭による団結がんばろうで閉会し、銀座通りの東京駅方面を目指すデモ行進となった。

集会アピールは、「被解雇者の20年の思いとその実情を考える時、これ以上の解決の引き延ばしは許されない。……被解雇者が求めているのは、具体的には『雇用・年金・解決金』の三点の回復、実現である。……そのため今後も全国各地でひき続き支援体制の強化と大衆的な運動の高揚を目指し裁判闘争の勝利と政府との解決要求交渉による『当事者が満足する解

(15) 『がんばれとともにGO! NEWS』(No.62、2007・12)、全動労を勝たせる会『会報』(2007・12) No.138号参照

決』を勝ち取るまで断固、闘うものである」とするものであった。⁽¹⁵⁾

⑧2008年10月24日「今こそ政治決断を！ JR採用差別問題の解決要求をめざす
10・24中央集会」（1万1200人）

以上のような「四者四団体」体制が形成され、それを主体とした運動が展開されていくなかで、2008年に入って全動労訴訟に対する東京地裁の国鉄の不当労働行為を認める判決（1月23日）国労第一次鉄道運輸機構訴訟に対する「時効」論で棄却する不当判決（3月13日）、鉄建公団訴訟控訴審でJR東海葛西会長の証人尋問、7月14日の控訴審での裁判長の訴訟を離れた話し合いによる解決をとの発言が出てくるという情勢が動きだしたなかで、四者四団体が計画し、主催する集会在前年の11・30集会と同じく学者・研究者・文化人などが支援を広くよびかける方法で開催された。

呼びかけ人は10人で、新たに雨宮処凛（作家）、神田香織（講師）が加わり、他は全員学者、研究者、ジャーナリストの片岡昇、鎌田慧、佐高信、下山房雄、芹澤寿良、塚本健、中山和久、萬井隆令の各氏であった。集会には労働組合や支援組織の中央、地方からの動員を中心に1万1200人という近年最大の集会となった。この日は大集会に先立ち、雨天の中、上京した原告や家族、地域の共闘関係者が関係方面への要請行動を行って、夕刻会場で合流した。

集会は、国労委員長の主催者挨拶で始まった。集会には民主、共産、社民の各党、労働団体の連合・平和フォーラム事務局長、全労連議長、全労協議長が揃って参加し、激励の挨拶を行ったが、初めてのことであった。国鉄闘争共闘会議議長が国鉄闘争をめぐる情勢を報告して「大衆闘争と裁判闘争を基本にして政治解決を勝ち取る」と決意表明、呼びかけ人紹介に続いて、呼びかけ人を代表して鎌田慧氏が、「国鉄闘争は、日本列島を覆う不当労働行為の壁をこじ開ける闘いであり、派遣や非正規労働者と連帯してたたかい、もう一度当たり前の労働運動を取り戻そう」と訴えた。続いて当事者代表と家族代表の挨拶があり、そして集会アッピールを大きな拍手で採択し、建交労委員長のさらなる奮起を訴えた閉会の挨拶をうけて、団結、「頑張ろう」の三唱でこぶしを高く突き上げ、デモ行進に移った。

この集会在、国鉄労働者1047名解雇撤回闘争において、学者、文化人が呼びかけ、または主催、運営などがかかわった全国集会としては最後のものとなったが、寄せられた賛同金は、861団体・個人計375万円、会場カンパ86万円であった。⁽¹⁶⁾

(16) 『がんばれとにもGOO! NEWS』（No.93、2008・11）、全動労を勝たせる会『会報』（2008・11）No.146号参照。

Ⅶ 四者四団体の「政治解決」路線に基づく終息へ

2009年3月25日、東京高裁、控訴審判決で国鉄の不当労働行為意思と不法行為を明確に認定し、判決後、裁判長が事件の早期解決を要望、9月16日に総選挙結果に基づき政権交代となり民主、社民、国民新の連立政権が成立した。11月26日の四者四団体主催の院内集会（400名参加）で、民主党が政府与党の立場から解決状況づくりの努力を表明し、社民、国民新、共産の三党代表がその支援を表明した。闘争開始20年目にして実現された統一的な闘争主体の確立と運動のなかで、以上のような具体的な情勢が生み出されてきたのであった。

そこから「統一要求の政治解決」を基本的課題とし、多様な運動、取り組みが推進された。民主党政権の下で、政府と与党三党、公明党が合意した解決案を四者四団体が受け入れを表明し、訴訟原告（被解雇者）の承諾書が政府に提出され、2010年6月28日、最高裁判所で金銭上の訴訟の一括和解が成立した。四者四団体は、その後10月13日に改めて332名の「政治解決（雇用問題）の要請書」を民主党、社民党、国民新党、公明党の幹事長に提出し、JR各社と自治体等へ政府からの要請に応え、雇用問題に対処することを求めた。

この雇用要請運動は、それまで1年近く中断されたが、水面下では続けられていたとのこと、2011年6月23日に急展開を見た。四者四団体の会合で国労と国鉄闘争共闘会議代表が「政府からの雇用はゼロという回答をやむを得ないものとして受け入れたい」とし、建交労全国鉄道本部・全動労争議団の反対を押し切ってそれを確認して、直ちに四者四団体を解散した。

続いて、国鉄闘争共闘会議と国労争闘団全国連絡会議は6月末にまでに解散し、国労は、7月28日からの定期大会で闘争の終結を確認した。⁽¹⁷⁾

建交労全国鉄道本部・全動労争議団は、全労連や協力関係にある政党にも協力を求めて政府、鉄道運輸機構、JR北海道に対して「政治解決」の合意書の内容を根拠に、14名の雇用問題に政治的、道義的責任をもって再雇用、雇用斡旋などで応えることを求める運動を中心に進めている。

(17) 国鉄改革1047名問題政治解決関係資料、裁判等関連資料については、鉄建公団訴訟・鉄道運輸機構訴訟原告団中央協議会編『原告団の歩み―されど節を屈せず―JR採用差別と闘い24年』（2011年6月）、建交労『建交労・雑誌版』理論集（『国鉄改革』の本質に迫る―国鉄闘争の根本的な考察）（2011年、秋号）

2007年の段階で四者四団体に加わらなかつた動労千葉9名の原告団は、その後は「国鉄全国運動」という支援運動組織に支えられて進められ、東京地裁の一審裁判は、2011年8月で結審したが、現在未だ判決は出されていない。また、最高裁和解受け入れの署名を断つた国労被解雇組合員4名の上告は棄却されている。

国労闘争団関係者のなかにも、「雇用ゼロ」というのは政治解決協定違反だ」「このままでは終れない」という元被解雇者の声が各地で出てきて、2012年に入って「国鉄闘争センター四国」が結成され、東京、佐賀、北見の元原告団員3名が「JR不採用問題は終わっていない！ 政府・JRの責任を追及する国会前マラソン&ハンスト宣言」を社会的にアピールして、小さいながらこの運動を進めている。

このように国鉄労働者1047名闘争の金銭問題は政治的和解で解決しているが、いわゆる国鉄闘争は、全ては終了していないのが現状である。

最後に、国労と国鉄闘争共闘会議のリーダー層が「政治解決」の最終過程で見せた一種の「反共セクト主義と組合民主主義の軽視」という運動姿勢に遺憾の念をもって指摘しておきたい。

建交労全国鉄道本部・全動労争議団は、小組織ながら1047名闘争を闘う基本方針をぶれることなく一貫して堅持し、諸状勢を的確に分析し、労働組合運動の基本原則にたつて適切な大同団結の方策を提起して運動全体の前進に貢献してきたことは、闘いの経過が明白に示している。この組織を、とくに「政治解決」という重要な責任ある交渉の場から遠ざけ、排除して、両組織の代表が、最も重視した雇用要請問題についての政府、JRの「一発ゼロ」回答を、これまでの筋を通した基本姿勢を投げ捨ててそのまま受け入れ、十分な議論をすることなく建交労に押し付け、交渉母体の「四者四団体」を解散させたことである。これは、建交労が全労連加盟で、労働組合の運動原則に立つた取り組みを進め、日本共産党とも協力・共同の関係を持っている組織であり、このような組織を抱えたままでは、批判が高まり「闘争終結」の障害となるという根深い反共主義的偏見からとられたと思われる。長期の闘いを続けてきた労働組合運動としては、「雇用ゼロ」回答に対しては、組合民主主義を徹底させて十分な議論を深め、各種の運動を構築し、繰り返し一歩でも二歩でも前進した回答を引き出すべきであり、その点で全く理解し難い強引極まりない結末であった。「政治解決」過程では、金銭面での和解以後、一年近く何の行動もおこなわれることなく、じん肺問題など他の分野の粘り強い「政治解決」運動の積極的な教訓を学び、活かしていくことなどほとんどなかつたのである。

労働組合運動の真の闘争力形成と発揮をもたらす「共同行動」の実現のためには、このような「反共セクト主義」とともに、またもう一方の「教条主義的・左翼的セクト主義」の克服も、日本の労働組合運動の前進・発展にとっての急務といえよう。

おわりに——国鉄労働者1047名闘争の関係組織と運動による総括を

24年間に亘る国鉄労働者1047名解雇撤回闘争は、国家権力の「不退転の意思」で推進された国策としての「国鉄改革」＝分割・民営化に、関係組織それぞれが対抗し、障害と敗北を経験しつつ、各種の「社会的支援活動」と共同した運動を展開した。さらに分散状況にあった闘争主体の解決交渉を進める「大同団結」を形成して、労働者の基本的人権擁護の原点を踏まえ、裁判闘争と大衆闘争、政府の責任による「政治解決」も追及して闘われた。労働組合運動の組織的な分散状況が固定化している下で、根本的な「解雇撤回」を実現させることは出来なかったとはいえ「困難」視されていた要求を基礎とする「共同行動」を実現させ、その体制と力関係によって、関係当事者多数が容認した「一定水準」の金銭面の解決条件を獲得するという次善の成果を挙げたことは長期の闘いとこの数年間の「共同行動」による大きな成果といえよう。

この過程での問題点もあったため、それらも率直に明らかにし、今後、歴史的な闘争全体の総括が関係当事者や研究者その他による運動の内部的事情も含めて総合的に行われていく作業が必要である。学者、文化人らの係わりや支援活動の実情についても詳細な調査研究によって正確に把握され位置付けられることを期待するものである。

国鉄労働者1047名解雇撤回闘争の総括は、未だ闘い続けている国労、建交労（全動労）、動労千葉、それに路線転換して分割・民営化を容認したJR総連などにおいても行われている。今後分割・民営化問題と長期闘争の多くの問題点を含めて、わが国の労働組合運動の力量、闘争力の強化と持続的発展の教訓を引き出し、労働者と国民の前に提起され、広く研究、論議されることを期待するものである。

〈参考文献〉

- 『国労文化』No.496（2010年）特集号。JR不採用問題24年目の解決。
- 建交労全国鉄道本部・全動労争議団編『JR採用差別事件 最高裁で和解』（2010年7月）。
- 同上編『誇りを胸に、不屈の23年——全動労争議団・たたかいの記録』（2010年10月）。
- 建交労『建交労・雑誌版』理論集（「国鉄改革」の本質に迫る——国鉄闘争の根本的な考察）（2011年秋号）。
- 鉄建公団訴訟・鉄道運輸機構訴訟原告団中央協議会編『原告団の歩み——されど節を屈せず

―JR採用差別と闘い24年―(2011年6月)。

○全動労争議団を勝たせる会編『全動労争議団を勝たせる会「会報集」』(2010年10月)。
○1047名の不当解雇撤回 国鉄闘争に勝利する共闘会議編『がんばれ闘争団ともい
GO! NEWS』集合版 I・II(2001年6月 準備の0号〜2011年3月、
119号)。

○監修 鉄建公団訴訟原告団弁護団『鉄建公団訴訟 最終準備書面(原告その1〜その5)
2005年3月

○加藤晋介著『国労闘争団が闘い取ったもの―1987〜2010 国家的不当労働行為と
の24年間のたたかい』2011年2月 いずみ橋書房。

○佐藤昭夫著『国家的不当労働行為論II―国鉄民営化による団結破壊との闘い』2012年
3月、悠々社。

○二瓶久勝著『国鉄闘争の真実―共闘会議議長としての総括そして次の闘いへ』2012年
2月、スペース伽耶

○全労連編『全労連20年史―激動の時代を拓く闘いの軌跡』2009年10月 大月書店。

○全労協編『全労協10年の歩み―闘うまともな労働運動をめざして』2000年1月。

○川崎忠文「年表 国鉄〴〵分割・民営化」と国鉄労働組合『労働法律旬報』1188号(198

8年3月25日号)。

○法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』1988年版〜2011年版、各年度
の「労働組合の組織と運動―単産・単組の運動」の項、及び以下の「特集」。

▽1987年版「国鉄分割・民営化問題」

▽2006年版「JR福知山線脱線事故とJRの労使関係―経営権の肥大化が招いた悲
劇」

▽2011年版「JR不採用問題の和解と今後の課題―国鉄闘争の歴史と考察」

○法政大学大原社会問題研究所編『日本労働運動資料集成』X、XI、XII、XIIIの各
年度のJR不採用反対闘争の関係資料。

○国鉄・JR問題研究会編集『人として』(No.1〜No.26)。

〈動労千葉とJR総連の国鉄分割・民営化問題に対する基本方針と運動〉について。

○中野 洋著『新版 甦る労働組合』星雲社発売(2008年10月)。

○四茂野 修著『甦れ 労働組合―もうひとつの世界』を求めて』社会評論社刊(2005
年9月)。「国鉄民営化と労働組合の対応 その歴史的総括のために」(国際労働総研『われ
らのインター』2011 VOI48)

国鉄労働者 1047 名解雇撤回闘争における学者・文化人の支援運動
新党、共産党、公明党)。

- 2009・3・25 東京高裁、鉄建公団控訴審判決で国鉄の不当労働行為意思と不法行為を明確に認定。南裁判長、判決後に事件の早期解決を要望。
- 2009・8・21 国労第 77 回大会、高橋委員長 政治解決の総仕上げの運動をと訴え。
- 2009・9・16 民主・社民・国民新の連立政権発足(政権交代)
- 2009・11・26 四者四団体主催の院内集会(400 人参加)で民主党代表は「与党の立場から解決の状況をつくるために尽力したい」と述べ、社民、国民新、共産党代表も支援を表明。
- 2009・12・25 与党三党、鉄道運輸機構に「四者四団体」と J R 不採用問題の和解に向けた話し合い開始を申し入。
- 2010・1・19 前原国交大臣 「一日も早い解決が望ましい、要請、要望があれば対処したい」と表明。
- 2010・2・16 四者四団体、日比谷野音集会で最終局面を切り開く団結継続を再確認。
- 2010・3・18 与党三党と公明党が「国鉄改革 1047 名問題の性解決に向けて(申し入れ)」を政府に提出。
- 2010・4・9 与党三党と公明党が政府と合意した解決案が四者四団体に提示。
- 2010・4・12 四者四団体、政府の解決案受け入れを文書で表明し、共同声明を発表。
- 2010・5・17 原告、承諾書を国交省に提出。

- 2010・6・28 最高裁判所で一括和解が成立。
- 2010・7・11 参議院選挙、政権与党・民主党の敗北。
以降、約 1 年間、「四者四団体」の政治窓口担当(国労高橋委員長と二瓶国鉄共闘会議議長)による非公式折衝(その経過の対外的公表なし)。
- 2011・6・13 国土交通省、「政治解決」案の合意文書に基づき、J R 各社に雇用問題についての要請を行い、各社は、その場で「J R 不採用問題に関する基本的考え方」文書で、「考慮の余地なし」とゼロ回答を表明。
- 2011・6・23 四者四団体会議。国労と国鉄闘争共闘会議から、「政府の雇用ゼロの回答を受け入れ、今後 J R に雇用を求めない、四者四団体は解散したい」との報告。建交労全国鉄道本部と全動労争議団は、雇用ゼロでの闘争終結は受け入れられない。引き続き政府・J R の雇用責任を問う」の態度を表明。
- 2011・6・30 国鉄闘争共闘会議解散。以降、国労闘争関係組織も解散。
- 2011・7・21 建交労「雇用ゼロ」回答を受け入れず引き続き政府に「再雇用」実現努力を求める運動継続を声明。
- 2011・7・29 国労第 80 回大会、国鉄闘争終結を確認。

(筆者作成)

- 国鉄労働者 1047 名解雇撤回闘争における学者・文化人の支援運動
めざす 4・4 全国集会」が日比谷野音で開催され、4600 人参加。
- 2006・6・16 国労、建交労、中央共闘、国鉄共闘の四団体が日比谷野音で「今こそ解決を！ 共同の力で！ 6：16 集会」を開催、3000 人が参加し、デモ行進を実施。
 - 2006・8 段階以降 動労千葉、1047 名連絡会から離脱へ（動労千葉は、「解雇撤回」を掲げない要求の不鮮明さを理由に）。
 - 2006・6 段階以降 鉄建公団訴訟原告、「JR 東日本株主会」を組織し、活動を開始。
 - 2006・12・5 国労採用差別訴訟（原告 542 名）提訴。
 - 2006・12・18 国労採用差別横浜訴訟（原告 3 名）提訴。
 - 2007・2・16、3・30 四団体と裁判闘争の原告団四当事者は、2・16 に 1300 人の総決起集会、3・30 にも 2600 人の集会を東京都内で開催し、「四者四団体」として対応し解決をめざしていく統一的体制を確認。
 - 2007・7・2 学者、文化人 8 人が呼び掛けた 1047 人の不当解雇撤回を政府に要請するアピールへの 1 万人賛同運動の報告集会が開催され、10、690 人の署名を確認して内閣総理大臣に提出。
 - 2007・10・30 四者四団体、冬柴国交大臣に「雇用・年金・解決金」の政治解決要求の早期実現を申し入れ。
 - 2007・11・30 四者四団体の全国大集会が日比谷野音で開催され 7300 人が参加し、「被解雇者が求めているのは雇用・年金・解決金の回復と実現である。当事者が満足する解決を勝ち取るまで断固たたかう」とのアピールを採択、デモ行進。
 - 2008・1・23 東京地裁、全動労訴訟で国鉄の不当労働行為と損害賠償の一部を認定の判決。
 - 2008・2・16 四者四団体、「今こそ政治の責任で JR 不採用事件の解決を」院内集会を開催、鳩山民主党幹事長、解決に全力を挙げるとの決意表明。
 - 2008・3・13 国労闘争団（35 人）の鉄建公団訴訟で、不当労働行為には一切触れず、「時効」を理由に棄却判決。
 - 2008・3・26～28 四者四団体、国交省前の座り込み行動。
 - 2008・4・1「国鉄改革から 22 年—政府の解決決断を求める 4・1 集会」1100 人参加
 - 2008・7・14 東京高裁（南裁判長）、原告、被告双方に「訴訟を離れた話し合いによる解決」を提案。
 - 2008・7・15 冬柴国交大臣「誠心誠意、解決に向かってやるべきだと思う」と発言。
 - 2008・7・30 国労第 76 回大会、JR 不採用問題の早期全面解決へ向け、被解雇当事者と支援団体が全力をあげることを確認。
 - 2008・10・24 「今こそ政治解決を！ JR 採用差別問題の解決要求実現をめざす 10・24 中央集会」、日比谷野音で開催、11、200 名参加。
 - 2008・12・24 金子国交大臣、「高裁判決となれば、最終審。当事者が誠心誠意、事にあたられたい」と発言。鉄建公団訴訟控訴審結審。
 - 2009・2・16 四者四団体の解決の政治決断を求める集会で、与野党代表がそろって解決への強い決意を表明（民主党、社民党、国民

国鉄労働者 1047 名解雇撤回闘争における学者・文化人の支援運動
と公正判決を求める賛同者署名を提出。

- 2003・12・22 最高裁第一小法廷 上告棄却判決 (3 対 2) 関係組織と弁護士、不当判決に抗議声明。
- 2004・4・13 「1047 名解雇撤回、ILO 勧告の完全履行を求める 4・13 国鉄闘争支援大集会」(東京) 開催 2000 人参加。
- 2004・8・23 国労、建交労、18 年目に初の共同集会「今こそ解決を！ 団結・連帯・統一の力で！ 8・23 集会」を開催 1300 人参加。
- 2004・8・26 国労第 72 回大会 「国労の解決基本要求」を確認。
- 2004・8・28 建交労第 6 回大会 佐藤委員長、当事者であるすべての争議団、闘争団との団結と連帯、国労との共同をつよめ、早期解決に全力をあげる決意を表明。
- 2004・11・16 国労、早期解決を求める全国キャンペーン開始。
- 2004・11・26 国労、建交労、共催で「政府の責任で今こそ J R 不採用事件の解決を！ 11・26 集会」を開催、日比谷野音 2600 人参加。
- 2004・11・30 国労闘争団 9 人、12・24 動労千葉争議団 9 人 12・27、全労働争議団 58 名が鉄道運輸機構へ損害賠償訴訟を提訴。
- 2004・12・1 鉄建公団訴訟原告団、全動労争議団及び学者、文化人呼びかけの「国鉄労働者 1047 人の解雇撤回、政府は ILO 条約を守れ！ 鉄建公団訴訟勝利 12・1 全国集会」開催、日比谷野音、4300 人参加。
- 2005・3・30 国鉄中央支援共闘と ILO 連絡会、前年 11 月に続き、国交省、厚労省、鉄道運輸機構に ILO 勧告に基づく早期解決を要求。
- 2005・4・25 J R 西日本福知山線尼崎駅で電車の脱線、転覆大事

故発生。

- 2005・7・15 学者・文化人・ジャーナリストら 21 人の呼びかけで「国鉄労働者 1047 名の解雇撤回—原告団、闘争団、争議団を励ます 7・15 全国集会」を開催、5800 人が参加してデモ行進。
- 2005・8・27 建交労第 7 回大会 解決のための 1047 名の総団結と政治闘争と裁判闘争の不可分性を強調。
- 2005・8・30 国労第 73 回大会 政治解決をめざし総団結実現の方針を確認し、闘う闘争団(訴訟原告団)の中心メンバー 22 名の統制処分を解除して、内部的団結を回復。佐藤委員長を選出。
- 2005・9・15 東京地裁、鉄建公団訴訟採用差別事件判決 一部国労差別の不当労働行為を認定するも、解雇を正当化、各関係原告団、弁護士、当該労働組合、支援組織が批判声明→9・27 原告側控訴、各団体、大衆集会を開催。
- 2005・10・14 国鉄共闘会議 9・15 判決、国鉄の不当労働行為認定！ 1047 人で全面解決をめざす 10・14 総決起集会開催。
- 2005・12・13 国労闘争団全国連絡会議 関係当事者相互の立場を理解した大同団結で統一要求の実現をめざす今後の運動方向を確認。
- 2006・2・16 国労、全動労、動労千葉の五つの争議団、原告団の実行員会主催の「J R 採用差別事件の勝利解決をめざす 1047 名 闘争団・争議団・原告団 2・16 総決起集会」が日本教育会館で開催され、2500 人参加→「被解雇者 1047 連絡会」結成。
- 2006・4・4 36 人の学者・文化人の呼びかけによる「国鉄労働者 1047 名の総団結で不当解雇撤回！ J R 採用差別事件の勝利解決を

<資料>

J R 採用差別反対闘争の「四党合意」問題解消以降の共同
を目指す主要取り組み年表

I <「四党合意」問題までの重要事項>

- ◇ 1986・11・28 国鉄改革法成立、分割民営化、余剰人員対策の推進。
- ◇ 1987・2・14 J Rへの採用内定通知 7628 人不採用。
- ◇ 国労、全動労、動労千葉 J R各社の採用差別の救済申し立てを全国各地の労働委員会に行う（1989・1・20以降、17 地労委で救済命令が出る）。
- ◇ 1989・11・17 国鉄闘争支援中央共闘会議結成。
- ◇ 1990・3・31 国鉄清算事業団、1047 名に解雇通告（国労 966 名、全動労 64 名、動労千葉 9 名、その他 8 名）。
- ◇ 1990・4・12 全動労争議団結成
- ◇ 1990・4・25 全労連第 2 回臨時大会 「国家的不当労働行為」として国鉄闘争本部設置。
- ◇ 1990・12・7 国労闘争団全国連絡会議発足。
- ◇ 1991・9・19 全動労争議団を勝たせる会発足。
- ◇ 1993 年～94 年 J R各社、中央労働委員会の採用差別救済命令を不服として東京地裁に行政訴訟手続き。
- ◇ 1998・5・28 東京地裁、北海道、九州の採用差別事件で中労委命令を取り消す判決。

- ◇ 1998・10～12 国労、全動労 I L O 結社の自由委員会に提訴（1999・11・18 以降、2009・3・27 まで 9 回に及んでいる）。
- ◇ 1999・3・18 国労第 64 回臨時大会、「国鉄改革法」承認。
- ◇ 1999・11・18 I L O 第 276 回理事会、採用差別事件解決の第 1 次勧告。
- ◇ 2000・5・30 自民、公明、保守、社民四党の「四党合意」提案。
国労内部を中心に評価、対応をめくり組織的な混乱に陥る。—その経過年表は（略）

II <「四党合意」解消以降の主要な取り組み>

- 2001・1・28 国労内に「闘う闘争団」結成。
- 2002・1・28 国労闘争団・遺族有志 鉄道建設公団に対する訴訟を東京地裁に提訴。
- 2002・4・16 1047 名の不当労働行為 撤回・国鉄闘争に勝利する共闘会議（「国鉄共闘会議」）発足。
- 2002・10・24 東京高裁、全動労採用差別事件、国是であれば不当労働行為ではないとし、J R の使用者性は認める判決。
- ◇ 2002・12・7 与党三党は、国労を批判し、「四党協議からの離脱」を表明。「四党合意問題」は消滅。
- 2003・8・30 建交労第 5 回大会 関係当事者・支援関係組織の大同団結を呼びかけ
- 2003・9・13 国労第 71 回大会、新執行部を選出。
- 2003・11・12 著名弁護士、労働法学者 15 名の最高裁の弁論開催

国鉄労働者1047名解雇撤回闘争に
おける学者・文化人の支援運動

2012年4月発行

著者 芹澤 寿良
(高知短期大学名誉教授)

D T P インターネット事業団

Eメール sin_ryo11731@yahoo.co.jp

(非売品)

◇現代労働組合研究会のHPへ(TOP)

<http://e-kyodo.sakura.ne.jp/roudou/111210roudou-index.htm>